チケットキャンセル費用保険「チケットキャンセル保険 for WELBOX」
重要事項説明書

ーまとめー

商品の仕組み

チケットキャンセル保険 for WELBOX は、チケット購入者を被保険者とし、チケット購入者または同行者(※1)に、急な病気やけがなど約款で定めた事由(※1)が生じたことにより、入場予定日にそのチケットを使用できなかったことによって生じる金銭的負担(※2)を補償する保険です。

(※1) チケットキャンセル保険 for WELBOX は、「プレミアムプラン」、「ベーシックプラン」と「ライトプラン」があり、プランごとに、補償対象となるキャンセル事由の該当者およびキャンセル事由が異なります。(詳細は、４．補償内容について およびお申込み時のご契約内容確認画面、マイページの契約内容、普通保険約款および特約をご確認ください。)

(※2)金銭的負担とは、チケットの購入代金で、払戻しを受けられない金額をいいます。

ご契約いただけない場合（主だった条件）

以下のような場合は、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

- １度のチケット購入における、同じ入場予定日での来場人数が 10 人以上の場合
- 申込時点において、入場予定日が 1 年超先の場合
- 申込時点において、チケットの申込日が 8 日以上前の場合
- 申込時点において、入場予定日までの期間が 6 日未満の場合
 ただし、チケット申込日当日にお申込みいただく場合に限り、入場予定日の 4～5 日前（入場予定日当日を含む）であってもご契約いただけます。
- 保険の対象となる券種以外のチケットの場合（詳細は、２．ご加入条件（保険金額等）について（７）（８） をご確認下さい）

保険金をお支払いできない状況（主だったもの）

以下のような場合は、保険金が支払われませんので、ご注意ください。

- チケット購入者または同行者の、普通保険約款および特約に定める理由以外の理由によるキャンセルの場合
- 保険のお申込時に既に発生していた事象を事由としたキャンセルの場合
 （例）お申込み時に既に診断されていた疾病により入院した場合や、お申込み時に既に発令されていた外出自粛要請に従った場合 等

保険料のお支払い

保険料は、一括払でご登録いただいたクレジットカードからお支払いいただきます。

解約等

いつでも解約ができます。解約手続き完了後、すぐに保険契約が消滅します。

- 入場予定日から遡って 16 日（入場予定日当日を含む）以前の解約の場合のみ、保険料から事務手数料 200 円を除いた金額を返還します。
- 入場予定日から遡って 15 日（入場予定日当日を含む）以内の解約の場合や、既に保険金をお支払いしていた場合は、解約返戻金はありません。

この書面では、ご契約に関する重要な事項のうち、
保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項【契約概要】と
お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】を記載しています。
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、当会社までお問い合わせください。

1．商品の仕組み　【契約概要】

（1） この保険は、チケット購入者本人を被保険者とし、チケット購入者（「プレミアムプラン」「ベーシックプラン」の場合はチケット購入者または同行者）に生じた、やむを得ない理由により、購入済みの日付指定チケットの指定した日付に、そのチケットを使用できなかったことによって生じる金銭的負担を補償する保険です。

（2） 金銭的負担とは、チケットの購入代金で、払戻しを受けられない金額をいいます。払戻しを受けた金額は、補償の対象とはなりません。

（3） 補償の対象となるやむを得ない理由は、マイページに表示される契約内容に定められたキャンセル事由のみとなります。

（4） この保険の支払保険金は、以下の通りです。

支払保険金 ＝
　被保険者の金銭的負担　×　マイページに表示された補償割合（100%）

2．ご加入条件（保険金額等）について　【契約概要】

（1） この保険には、チケット購入者本人のみお申込みいただけます。

（2） この保険には、18 歳以上の方のみお申込みいただけます。18 歳以上の方が保険契約者となり、18 歳未満の方を「プレミアムプラン」「ベーシックプラン」の同行者として設定いただくことは可能です。

（3） この保険は、1 度のチケット購入における、同じ入場予定日の来場人数が 9 人以下の場合のみお申込みいただけます。

（4） この保険は、入場予定日の 1 年前から 6 日前（入場予定日を含む）までの間に行われたチケットの申込に関して、この期間内にこの保険の申込および保険料の支払が完了した場合（クレジットカードの支払予約含む）のみお申込みいただけます。
ただし、チケット申込日当日にお申込みいただく場合に限り、入場予定日の 4～5 日前（入場予定日当日を含む）であってもお申込みいただけます。

（5） この保険は、チケットの申込日からその日を含めて 7 日後までお申込みいただけます。

（6） この保険の保険金額は、保険契約お申込み時点での申請対象となるチケットの決済金額で、マイページに表示されているものです。

（7）チケットキャンセル保険 for WELBOX の対象券種は対象券種は WELBOX 経由で購入されたチケットのうち、当保険の申込ページに記載された券種のみとなります。WELBOX 経由で購入されたチケットと同日に利用されるチケットであっても、USJ 公式ストアや他の店舗等で購入されたチケットを当保険の対象に含めることはできません。

3．責任開始日及び保険期間について　【契約概要】【注意喚起情報】

インターネットでのお申込手続き完了後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。その際、当会社より保険契約のお申込み受付メールを登録アドレスにお送りします。
補償の終了は、入場予定日の午後 12 時となります。

４．補償内容について　【契約概要】

プランごとに、下記のいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として入場予定日に来場できなかったことにより、被保険者に金銭的負担が生じた場合に保険金をお支払いします。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

「プレミアムプラン」

（１）　被保険者または同行者の入院

ただし、入場予定日から遡って 7 日以内（入場予定日当日を含む、以下同じ）の場合に限ります。

（２）　指定感染症等を原因とするキャンセル

ただし、以下の場合に限ります。

① 入場予定日において、被保険者または同行者が指定感染症等にかかったことにより医師の判断で宿泊療養もしくは自宅療養を余儀なくされた場合または入院した場合

② 入場予定日において、被保険者または同行者が国、地方公共団体または医師により指定感染症等にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合

③ 入場予定日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき健康状態の報告を求められている場合

④ 入場予定日において、感染症について、法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による外出自粛要請に基づき、外出を自粛した場合

（３）被保険者または同行者の死亡

（４）被保険者または同行者の通院

ただし、入場予定日当日または前日の通院に限ります。

（５）被保険者または同行者の親族の死亡

ただし、入場予定日から遡って 31 日以内に、配偶者または三親等以内の親族が死亡した場合に限ります。

（６）被保険者または同行者の家屋の破損

ただし、入場予定日から遡って 31 日以内に、被保険者または同行者が普段居住されている家屋に 100 万円以上の損害が発生した場合に限ります。

（７）被保険者または同行者の妊娠、出産

ただし、入場予定日から遡って 7 日以内に、妊娠、出産を原因として入院または通院した場合（注）に限ります。

（注）厚生労働省告示第 226 号 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に基づく妊婦健康診査のための入通院の場合は補償されません。

（８）被保険者または同行者の勤務先の命令による急な出張

ただし、日本国外への業務出張または国内の宿泊を伴う業務出張をする場合（注）で、入場予定日が業務出張の開始日から終了日の間に含まれる場合に限ります。

（注）出張をする被保険者や同行者が、個人事業主または法人の代表者である場合は補償されません。

（９）被保険者または同行者の裁判員としての出廷

(10) 被保険者または同行者の親族の介護・看護

ただし、入場予定日の当日または前日に、配偶者または一親等以内の親族が入院または通院を行った場合に限ります。

「ベーシックプラン」

（１）　被保険者または同行者の入院

ただし、入場予定日から遡って 7 日以内（入場予定日当日を含む、以下同じ）の場合に限ります。

（２）　指定感染症等を原因とするキャンセル

ただし、以下の場合に限ります。

⑤ 入場予定日において、被保険者または同行者が指定感染症等にかかったことにより医師の判断で宿泊療養もしくは自宅療養を余儀なくされた場合または入院した場合

⑥ 入場予定日において、被保険者または同行者が国、地方公共団体または医師により指定感染症等にかか

った疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合

⑦ 入場予定日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき健康状態の報告を求められている場合

⑧ 入場予定日において、感染症について、法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による外出自粛要請に基づき、外出を自粛した場合

（3）被保険者または同行者の死亡

（4）被保険者または同行者の通院

ただし、入場予定日当日または前日の通院に限ります。

「ライトプラン」

ライトプランでは、チケット購入者本人に発生した以下のキャンセル事由のみを補償します。補償するチケット代金は1度に購入された同行者のチケット代金も含みます。

（1）被保険者の死亡

（2）被保険者の入院

ただし、入場予定日から遡って7日以内の入院に限ります。

（3）被保険者の通院

ただし、入場予定日当日または前日の通院に限ります。

（4）指定感染症等を原因とするキャンセル

ただし、以下の場合に限ります。

① 入場予定日において、被保険者が指定感染症等にかかったことにより医師の判断で宿泊療養もしくは自宅療養を余儀なくされた場合または入院した場合

② 入場予定日において、被保険者が国、地方公共団体または医師により指定感染症等にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合

③ 入場予定日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき健康状態の報告を求められている場合

④ 入場予定日において、感染症について、法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による外出自粛要請に基づき、外出を自粛した場合

5．保険金をお支払いできない主な場合　【契約概要】【注意喚起情報】

保険金をお支払できない主な場合は以下の通りです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。なお、以下の場合の他、保険お申込時に既に発生していた事象を原因とするキャンセルについては、保険金をお支払できません。

（1） 保険契約者、被保険者または同行者の故意または重大な過失
（2） 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
（3） 保険契約者、被保険者または同行者の犯罪行為または闘争行為
（4） 被保険者または同行者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
（5） 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
（6） 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動
（7） 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
（8） 前（3）の事由に随伴して生じた事故による傷害もしくは疾病、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
（9） 第（7）以外の放射線照射または放射線汚染
（10） 被保険者または同行者が、チケットのイベント主催者が予め定める基準等を満たしておらず、イベントに参加できなかった場合
（11） 当会社が、被保険者がキャンセル費用を負担したことを、客観的事実をもって確認できない場合
（12） 被保険者または同行者が頚部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

6．保険料のお支払方法について　【契約概要】

保険料は一括払で、クレジットカードによるお支払いになります。（ご登録いただいたクレジットカードから、自動で支払いがされます。）「保険料のクレジットカード払特約」において、払込手続、保険料払込のみなし扱いおよびクレジットカード会社から保険料を領収できない場合の扱い等について規定します。

7．告知事項・通知事項について　【契約概要】【注意喚起情報】

（1） この保険には、保険契約者または被保険者に、ご契約時に正確に告知していただく義務（告知義務）のある事項はありません。
（2） チケットのイベント主催者の事情により、チケットが無効にされ、チケットの決済済み金額の全額払戻しを受けた場合には、マイページよりご連絡ください。保険料を返還いたします。
（3） 入場予定日の変更を行った場合は、変更前のチケットに関するこの保険については解約し、必要に応じ変更後のチケットに関して再度この保険をお申込みください。
（4） 入場予定日の変更を伴わないチケット内容の変更を行った場合は、変更前のチケットに関するこの保険をそのまま継続いただくことも可能です。その場合、チケットを利用できなかった場合の保険金のお支払額は、実際に発生した金銭的負担または変更前のチケット決済金額に基づいて計算した金銭的負担のいずれか低い方とします。

8．お申し込みの撤回（クーリング・オフ）について　【注意喚起情報】

この保険は、保険期間が 1 年以内のため、クーリング・オフの対象とはなりません。

9．解約時の保険料の返還について　【契約概要】

（1） 解約のお手続きは、マイページより行っていただくことができます。解約のお手続きを行った日が解約日となります。
（2） 解約日が入場予定日から遡って 16 日（入場予定日当日を含む）以前の場合、すでに払い込まれた保険料から

事務手数料 200 円を除いた金額を、ご登録のクレジットカードを通じて返還します。ただし、すでに払い込まれた保険料から事務手数料 200 円を除いた金額がマイナスとなる場合には解約返戻金はありません。

（３） 解約日が入場予定日から遡って 15 日（入場予定日当日を含む）以内の場合は、解約返戻金はありません。保険契約を解約するまでに保険金を支払っていた場合にも、解約返戻金はありません。

１０．満期返戻金・契約者配当金について 【契約概要】

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

１１．少額短期保険破綻時等の取扱いについて 【契約概要】【注意喚起情報】

（１） 当会社は、事故が当会社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、当会社の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

（２） 当会社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

１２．保険金の請求手続きについて 【注意喚起情報】

（１） 保険金の支払事由が発生した場合は、当会社まで、すみやかにご連絡ください。

（２） 保険金の請求手続きは、マイページより行っていただくことができます。ご不明な点は当会社までお問合せください。

（３） 保険金の請求に際しては、チケットを購入したことの証明書、キャンセル事由の証明書等、当会社の指定する書類を提出いただくことが必要となります。証明書等の書類取得にかかる費用はお客様にてご負担いただきます。

（４） 保険金を請求する権利は、保険金の支払事由が生じたときから３年間ご請求がなかった場合、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

１３．補償重複について 【注意喚起情報】

保険契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等（共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。）に、すでにこの保険と同様の補償がある場合、補償が重複することがあります。この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

１４．保険証券発行の省略 【契約概要】

当会社は、この保険において書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者に専用のＩＤとパスワードを交付して、保険契約者がこれを入力することにより、インターネット上のマイページにログインして保険契約の詳細内容をご確認いただく方法を実施しておりますので、予めご了承ください。

１５．少額短期保険業者の引受制限について 【注意喚起情報】

少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。

（１） 保険期間は１年以内（損害保険商品は２年以内）であり、１被保険者あたりの保険種類ごとの保険金額が法令で定める金額以下（医療保険：80 万円、損害保険：1,000 万円など）。

（２） １被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が 1,000 万円以下（個人賠償責任保険については、別枠で 1,000 万円以下）。

（３） １保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下（損害保険の場合は 10 億円以下）。

１６．指定紛争解決機関について　【注意喚起情報】

当会社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。
なお、お客様の必要に応じ、当会社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。
「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104－0032　東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 SF ビル 2 階
Tel 0120-821-144　Fax 03-3297-0755
受付時間:9:00 ～12:00、13:00 ～17:00　受付日: 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

１７．支払時情報交換制度　【注意喚起情報】

当会社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。
http://www.shougakutanki.jp/

本書面に関するお問い合わせやご相談・苦情等は
スマートプラス少額短期保険株式会社　関東財務局長（少額短期保険）第 93 号 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1 丁目 8 番 10 号住友不動産九段ビル 9 階 メールアドレス:support-cancel@smartplus-insurance.com 受付時間　午前 9：00～午後 5：00（土・日・祝日・年末年始の休業日を除く）

2026 年 9 月　チW_重説_0001_01